

令和4年10月14日

課名：総務部契約検査課

内線：1383・1384

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者： 住所及び商号又は名称

- ① 西日本電信電話株式会社（大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号）
- ② 株式会社大塚商会（東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号）
- ③ 中外テクノス株式会社（広島県広島市西区横川新町9番12号）

2 指名停止の期間：

- ①②は、令和4年10月14日から令和5年1月13日まで（3ヶ月間）
- ③は、令和4年10月14日から令和5年4月13日まで（6ヶ月間）

3 事実概要：

公正取引委員会は、広島県又は広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等の参加業者らに対し、令和4年10月6日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことにより、10月13日（木）に福岡県庁にて指名停止が公表された。

4 指名停止の理由：

行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（独占禁止法違反行為）の6の項に該当する。

従って、本件については、指名停止6ヶ月間とする。

ただし、行橋市指名停止等措置要綱の運用についての6別表2関係（3）より、課徴金減免制度の適用を受けた業者は、措置期間を2分の1とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（独占禁止法違反行為）の6の項該当】

措置要件	期間
6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した建設工事等又は物品購入等に係る契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市発注業務に係る契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上12月以内